

# 日本代協ニュース

INDEPENDENT INSURANCE  
AGENTS OF JAPAN INC.



発行者：一般社団法人 日本損害保険代理業協会 会長 金子智明 東京都千代田区有楽町1-12-1-321  
TEL 03 (3201) 2745 FAX 03 (3201) 4639 日本代協ホームページ <https://www.nihondaikyo.or.jp>

日本代協ニュース特別号として

## 「全国損害保険代理業政治連盟」

の活動をご紹介します。

ぜひご一読ください。



# 政治連盟ニュース

発行者 全国損害保険代理業  
政治連盟 会長 小平高義  
(〒100-0006)  
東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビル3階 321区  
電話 03(3201)2745  
ファックス 03(3201)4639

## 情宣活動を強化

# 政治連盟ミニセミナーを全国で開催

3月10日 通常代議員会を開催

全国損害保険代理業政治連盟は3月10日午後1時から1時50分まで東京の損保会館で2020年度通常代議員会を開催した。代議員41名の出席のもと、中村文治氏(熊本代議員)を議長に選出、議事に入った。審議の結果、「2019年度事業報告書承認の件」「同収支計算書、貸借対照表、財産目録並びに次期繰越金承認の件」「2020年度会費額案承認の件」「同事業計画案承認の件」「同収支予算案承認の件」の5議案が原案どおり承認された。

### ▽第1号議案 2019年度事業報告書承認の件

活動の概況としては、政治セミナー、会合への出席状況(東京開催Ⅱ合計36回/前年35回、地方開催Ⅱ合計54回/前年60回)等が報告された。また、特定の国会議員や秘書との関係強化のための個別面談や懇談会等の実施について報告された。

### ▽第2号議案 2019年度収支

計算書、貸借対照表、財産目録並びに次期繰越金承認の件  
次期繰越金1191万7726円を計上した旨の報告がなされた。また、独立監査人である公認会計士/藤田裕氏より、財務諸表に基づく第43期の監査が実施されたことが報告された。次いで、監事の杉本恭三氏より、「2019年度会計及び業務執行に関する監査」の結果、何れも適法、適正である

旨の監査報告が行なわれた。

### ▽第3号議案 2020年度会費額案承認の件

暦年の未納額は請求額に加算されており、その解消について要請された。次いで、2020年度会費ガイドラインを1100万円としたい旨の提案がなされた。さらに、会費額について、例年どおり、「1会員1年間2000円とし、2000円を超える分は寄附の扱いとする」「納入方法は代議員仲介による振込代行方式を原則とする」「会費ガイドラインを会費入金目標額とし、前年度からの未納額がある都道府県については未納額を目標金額に上乗せする」「京都方式を推奨すること、都道府県で徴収した会費は遅滞なく本部へ

振込みをすること」などが確認された。

### ▽第4号議案 2020年度事業計画案承認の件

事業計画について「1制度事案への対応」「2支援議員の地元での活動の強化」「3組織課題への対応」の3点に分類した。特に、制度事案である「銀行等による保険販売の拡大」と組織課題である「政治連盟ミニセミナー」の実施については、本年度の主要課題であることが提議された。

#### 1 制度案件への対応

①銀行窓販の弊害防止措置の存続  
日本代協としては、銀行等の保険販売に対する事前規制として設けられている弊害防止措置は、消費者保護の観点から引き続き必要との立場である。日本代協の主張が反映されたこの弊害防止措置が緩和されることのないよう、本連盟としても引き続き存置を求めて顧問や支援議員等への要請を行っていく。

#### ②地震保険料控除制度の充実

日本損害保険協会の「平成31年度税制改正に関する要望」の中で、要望事案として掲げていた「地震保険料控除制度」に関して、同協会と協同し充実策について実現を検討する。我が国は大規模な地震災害に頻繁に見舞われる「地震国」であり、代協としても従来より、

損保協会とのタイアップ活動で地

震保険の理解推進に努めてきた。「地震保険料控除制度」を充実させることで、生活再建としての地震保険制度を広く認知させていきたい。

#### ③税制改正要望等損保協会との連携強化

損保協会の平成31年度税制改正要望の重点要望項目である「火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実」(正味収入保険料に対する無税積立率を現行の5%から6%に引き上げる)を共同で要望し実現したが、今後はさらに比率引上げの要望が出される見込みである。引き続き同協会の動向を注視し、強固な協力体制を構築する。

#### ④その他：注視していくべき諸課題

(a) 郵便局の保険販売における種目拡大の阻止  
郵便局は現在自動車保険の取り扱いを行っているが、日本代協としては、日本郵政の政府保有株が全株売却されるまでは完全民営化されたとは言えないとの立場であり、それまでの間は、安易な種目拡大を阻止する方針である。本連盟としては、郵便局の保険販売が損害保険代理店の利益を不当に害することのないよう注視しながら、顧問や支援議員等への働きかけを続ける。

(b) ゆうちよ銀行の損害保険募集業務認可申請への対応  
(2頁へつづく)

# 日本代協の事業推進に必要な政治活動を行う組織、それが全国損害保険代理業政治連盟です。日頃から各地での活動を積み重ねていきましょう！

全国損害保険代理業政治連盟 会長 小平高義



小平会長  
(東京)

日頃は全国各地で活発な政連活動を展開いただき、また本部事業にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

6月の臨時代議員会で会長に再任された小平です。これまでの2年間は日本代協副会長と兼任で政治連盟の仕事をしてきました。今後は政治連盟に専念し、この重責をしっかりと務めて参りますので、会員の皆様には改めてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔2019年度の取り組みの御礼と主なご報告〕

## ① 通常会員数の増強

本年1月1日時点の通常会員数が8600名(前年比+654名)となりました。

## ② 会費ガイドラインの達成

2019年度会費ガイドライン1100万円に対し、1132万5千円を達成しました。

## ③ 第25回参議院通常選挙の結果

7月21日投票の結果、33名の推薦候補者のうち、26名が当選を果たしました。

## ④ 平成31年度税制改正要望の実現

損保協会の平成31年度税制改正要望「火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実(正味保険料に對する無税積立率を現行の5%から6%に引き上げ)」を共同で要望し実現しました。

いずれも全国の会員の皆様、代協役員、選挙対策委員各位の地道なお取り組みと支援議員の先生方のお力添えによる成果であり、心より感謝申し上げます。また、選挙対策委員や日本代協地域担当理事からのご報告、ブロッコ協議会議事録によりますと、会議の際に政治連盟の活動やご報告に触れていただく機会が格段に増えている

このこと、重ねて御礼申し上げます。

〔2020年度の取り組み方針と中間報告〕

全国損害保険代理業政治連盟として大きな課題は次の2点です。

## ① 全国損害保険代理業政治連盟の存在意義

全国各地には、本政治連盟を「知らない」、「よくわからない」という代協会員が多く存在しています。私もからのPRが十分でないことは承知しております。そこで昨年10月『全国損害保険代理業政治連盟 意義と活動』ミニセミナー資料(パワーポイント)を作成しました。本資料は、「政治連盟とは?」「政治連盟の歴史と背景」「全国損害保険代理業政治連盟の概要」「日本代協不変の取り組み」の4つで構成されており、政治連盟をご理解いただけるわかりやすい内容としています。既に各地で30分程度のミニセミナーが展開され始めておりますので、ご

活用いただき、なお一層のご理解を深めていただければ幸いです。

## ② 政治連盟会費の不公平感解消に向けた取り組み

毎年、ガイドラインは達成しているものの、大きく上回る額を納めている代協がある一方、未納額が累積している代協が存在し、その不公平感への不満の声を頂戴していることも事実です。

今年度からはその解消に向けた具体的なアクションを起こし、日本代協地域担当理事のご協力の下、特に未納額の大きい8代協に対し、「累積未納に至った経緯」「未納となる課題」「今後の納付計画」などのヒアリングを行っていただきます。

既に4月末でヒアリングは完了し、「3年間の解消に向け、三分の一を納付完了」「京都方式採用を決議した」「支部単位で政治連盟ミニセミナーを開催し、周知徹底を図る」などの具体的な取り組みをいただき、長年の課題である会費未納解消に向けた取り組みがスタートしています。政治連盟役員・事務局もサポートして参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

## 〔改めて政治連盟の存在意義とは〕

日本代協の事業活動推進にあたり、保険代理業に係る法制や税制等についての政治的な課題が生じる場合があります。日本代協は定

(1頁からつづく)

ゆうちょ銀行の損害保険募集業務への新規参入は、現在金融庁が留保している状態である。本件は官による民の圧迫であり、既存代理店の利益を不当に害することになるため、日本代協としては認可を阻止する方針としており、なし崩しの参入を防ぐために取り組む。

## 2 支援議員の地元での活動の強化

支援議員が「真の支援議員」になるためには、各選挙区で行うセミナー、会合、懇談会等への参加の他、様々な機会を捉えて接点を持つことが重要である。本年度も議員先生主催の地方開催セミナー、会合等への積極的な参加を進め、代協総会や新年賀詞交歓会等への出席を招致することで、会員に対し支援議員ご本人や政連の活動を正しく理解してもらう仕組みを推進する。

## 3 組織課題への対応

### ① 日本代協の事業方針の把握と認識の共有化

政連の取り組みを進めるに当たっては、日本代協の事業計画・事業方針を正確に把握することが必要のため、日本代協理事会との緊密な連携を図るとともに、日本代協役員との密接な意見交換を進める。

### ② 政治連盟の意義と活動について

#### ミニセミナーの実施



# 政治連盟加入のおすすめ

日本代協は、2013年4月より内閣総理大臣認可の一般社団法人となりました。一般社団法人に移行しても、定款上は政治団体としての活動は制限を受けます。したがって、日本代協の事業目的を達成するために政治活動を行う必要がある場合は、関連組織である政治連盟がその役割を引き受けています。

制度案件への対応としては、銀行のマイナス金利政策の中、銀行窓販の弊害防止は常に監視していくことが必要となります。活動の柱としては、支援議員が真の「支援議員」になるために、様々な機会を捉えて接点を持つことが重要です。このため、本年度も各選挙区で行われるセミナー、会合等への積極的な参加を進めるとともに、支援議員に対し代協総会や新年賀詞交歓会等への出席を要請するなどの取り組みを進めていきます。

会員の皆様のご要望、また代協の本来の目的を達成していくためにも、会員の増強を図り、皆で力を合わせていきましょう。

この機会に、是非とも皆様のご加入を心からお待ちしております。組織の概要は下記のとおりです。加入は簡単です。個人の申込みとなります。入会申込書に2千円(1口)を添えて、各地の代議員(各都道府県代協の会長が兼任)にお渡しくださるだけで結構です。どうぞよろしく申し上げます。

### 〈名称〉

全国損害保険代理業政治連盟(東京都選挙管理委員会届出)

### 〈目的〉

日本代協の事業遂行に必要な政治活動を行う  
(日本代協と表裏一体、日本代協はその定款上も政治活動の制限を受けている)

### 〈加盟・組織〉

業界唯一の政治団体(政治資金規正法/公職選挙法の対象である団体)

- ・通常会員は個人で加盟(任意加入・一般的には代理店の代表者個人が多い)
- ・年会費は原則1会員2,000円とし、超える額については寄附金
- ・各都道府県代議員は各都道府県代協会会長が兼任する

## 書面による同意で役員選任

全国損害保険代理業政治連盟は5月11日、小平会長が政治連盟代議員に対して「全役員任期満了に伴う役員選任の件」について提案し、当該提案につき、6月10日、同代議員の全員から書面により同意の意思表示を得、当該提案を可決する旨の臨時代議員会の決議があったものとみなし、臨時代議員会の決議を省略した。

### ■新役員

- ▽会長 小平高義
- ▽副会長 小澤正志
- ▽理事選挙対策委員長 大塚昭彦
- ▽専務理事 野元敏昭
- ▽常務理事 小見隆彦
- ▽理事事務局長 工藤琢哉
- ▽監事 杉本恭三、津田文雄

### ▽第5号議案 2020年度収支予算案承認の件

「2020年度事業計画案」に伴う予算編成について、前期繰越金を含め1759万4617円の収入を見込み、この予算規模の下、2020年度の事業計画を実施するための収支予算を作成したとの説明が行われた。

款上、政治活動を行うことができないため、政治資金規正法の適用を受ける個人加入の政治団体として、1995年に「全国損害保険代理業政治連盟」が設立されました。要は日本代協の事業遂行に必要な政治団体としての活動を担う組織が政治連盟であり、政治活動の部分に関しては日本代協と政治連盟は表裏一体の関係にあるといえます。

「法制上の課題」「税制上の課題」

政治の力を借りる、それを下支えする行政を応援する。これが全国損害保険代理業政治連盟の存在意義であると私は考えております。今後とも損害保険契約者のため、保険代理業発展のため、日本代協と一体となって行動して参ります。  
〔日頃の活動の積み重ね〕  
保険代理業に係る様々な政治課題の解決に向け、支援議員の先生方にお願いをするためには日頃の方に関係性が重要となります。いざという時に先生方が、「代協のため

に動こう」「損害保険業界のために行動しよう」と思っていた、ために、選挙での応援が最も重要な活動となりますが、その前段階として地元で開催されるセミナーやパーティー等への参加はもちろんのこと、代協会員が集う場(総会、賀詞交歓会等)へ先生ご本人をお招きする、もしくは秘書の方にお招きする、常日頃から関係づくりを行っていただきたく願っております。政治連盟本部としても、顧問や本部推薦の先生

方との密接な関係性を確保するよう努めております。どうか全国各地での活動の積み重ねをお願い申し上げます。  
新型コロナウイルスが収束する日が待たれるばかりであり、まだまだ先行きは不透明な状況ではありますが、今は「うつらない、うつさない」を心掛け、どうか健康にご留意されますようお願い申し上げます。全国の政治連盟会員の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

政治連盟の存在価値を改めてご理解いただくために、各地で「政治連盟ミニセミナー」の開催を進めたい。選挙対策委員が講師となり、各ブロック協議会当日の議事終了後、『政治連盟 意義と活動』を使用し、特に政治連盟の位置づけとこれまでの活動内容を中心に説明することとする。  
③京都市方式の導入推進と会員拡大  
政連会費の納入に当たっては、従来どおり京都市方式の導入を進め会員拡大を図る(2019年12月末現在で12代協が未導入)。同方式の導入に当たっての個別の課題に対しては、政連役員並びに日本代協地域担当理事が連携して各代議員の支援に当たる。特に、過去の様々な経緯等から、暦年の会費未納が残っている代協は個別に事情が異なるため、該当代議員とともに政連会長・副会長並びに日本代協地域担当理事が連携して課題の把握と対応策の協議を行い未納対策を講じる(2019年12月末時点で14代協に累積未納金額あり)。

政治連盟 選挙対策委員会委員 (2020年7月) (敬称略)

ブロック・担当地区	氏名	代協名・代協役職
委員長	大塚 昭彦	福岡県代協 専務理事
北海道 (北海道)	<small>ストキ</small> 壽時 康二	北海道代協 前副会長
北東北 (青森・岩手・秋田)	藤原 広洋	青森県代協 顧問
南東北 (宮城・山形・福島)	中野 伸二	やまがた代協 会長
上信越 (新潟・長野・群馬)	荒井 英和	長野県代協 顧問
東関東 (栃木・茨城・埼玉・千葉)	清水 克俊	埼玉県代協 直前会長
南関東 (神奈川・山梨)	小野 嘉一郎	山梨県代協 顧問
東京 (東京)	廣川 弘城	東京代協 理事
東海 (静岡・愛知・岐阜・三重)	森 政樹	愛知県代協 副会長
北陸 (富山・石川・福井)	田中 和彦	石川県代協 監事
近畿 (滋賀・京都・奈良)	西 智弘	滋賀県代協 副会長
阪神 (大阪・兵庫・和歌山)	野島 敏彦	兵庫県代協 専務理事
東中国 (岡山・鳥取・島根)	片山 彰造	岡山県代協 顧問
西中国 (広島・山口)	<small>ムネヤマ</small> 吉山 忠秀	広島県代協 顧問
四国 (香川・徳島・愛媛・高知)	中村 真宏	高知県代協 監事
九州北 (福岡・佐賀・長崎・大分)	大塚 昭彦	福岡県代協 専務理事
九州南 (熊本・宮崎・鹿児島・沖縄)	尾場瀬 和男	熊本県代協 顧問



小澤副会長  
(高知)

小澤正志副会長就任挨拶  
2つの課題に積極的に取り組む

就任を機に、小平会長に課題を  
確認いたしました。  
まず1点目は、「政治連盟の存

在意義を会員の皆様に広げていく  
ことが組織としての大きな命題で  
ある」こと。日本代協ではできな  
い、損害保険代理店のためになる  
政治活動を実行し、併せてその活  
動を広く情宣していくことが必要  
なことと思いを強くしています。  
また、2点目は「地域単位での  
会費未納を無くすことも重要な課  
題である」こと。私自身はまだま

だ微力ですが、しっかりと2つの  
課題を認識し、実際の活動を積極  
的に実行していく所存です。  
五輪後と言われていた解散総選  
挙もどうなるかは全く不透明では  
ありませんが、衆議院の任期満了は  
来年2021年10月と迫りつつあ  
ります。それまでの間で実施され  
る解散総選挙はいつになるかはわ  
かりませんが、議員先生方にとつ  
ては常在戦場です。このことを常  
に想定し、お互い新任である、大  
塚理事選挙対策委員長とも連携を  
図っていききたいと思っています。



大塚理事選挙対策委員長  
(福岡)

大塚昭彦理事選挙対策委員長就任挨拶  
国政選挙で強力な支援活動を

選挙運動につきましては、選挙  
公示期間以外に選挙活動はできま  
せん。選挙活動の中では、総決起  
大会・駅前演説会への参加等の個  
別活動もあろうかと思いますが、  
政治連盟の統一行動としては、公  
示日に、都道府県代協から選挙事  
務所あてに「推薦状と要望書」を  
お届けし、選挙応援活動を開始す  
ることとしております。  
また、代議員の皆様におかれま  
しては、ブロック担当の選挙対策  
委員の皆様にもご相談のうえ、来  
る国政選挙の際には、推薦候補者  
の選定をよろしくお願ひ申し上げ

ます。  
ご承知のとおり、政治活動は常  
に法律を遵守して進めていかなけ  
ればなりません。その法律の一つ  
は「政治資金規正法」です。この  
法律では、「会員の皆様が会費を  
納めていただいた時から、政治活  
動費として会議費やセミナー会費  
などを支払うまでの政治資金が正  
しく政治目的に使用されている  
か」が問われます。  
もう一つは「公職選挙法」です。  
例えば、「選挙運動に関する飲食  
物の提供等の禁止」やネット選挙  
解禁において解禁されなかった  
「候補者実名入りメール送付の禁  
止」等が注意すべき事項とされて  
います。事前運動や様々な禁止事  
項がありますが、ルールをしまつ  
かり守り、清々と選挙支援活動を実  
施していきましょう。

選挙運動=コンプライアンス情報  
~2013年4月改定後の規定~

有権者が電子メールで選挙運動を行うことは禁止です

公職選挙法改正により、インターネット等を利用した選挙運動のうち一定のものが  
解禁されることとなりました。何人も、ウェブサイトをj利用する方法により、選挙  
運動を行うことができるようになります(改正公職選挙法第142条の3第1項)。  
ただし、電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画については、候補  
者・政党等に限って頒布することができるようになりましたが、一般有権者は引き続  
き禁止されていますのでご注意ください(改正公職選挙法第142条の4第1項)。